

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者の医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、後期高齢者の医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者の医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

## 評価実施機関名

愛知県あま市長

## 公表日

令和5年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者の医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)被保険者等の資格に関する届出受付 (2)医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 (3)保険料の賦課・徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特定健診等データ管理システム、福祉情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二80、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第43条</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二82の項 番号法別表第二主務省令第43条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満 (H28.12.1変更)	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番59	番号法第9条第1項、別表第一59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番83 【情報照会】項番82	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二83の項 【情報照会】 番号法第19条第7号、別表第二82の項	事後	
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月20日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策		様式変更による追加	事後	
令和2年6月15日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二83の項 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二82の項	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二80、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第43条 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二82の項 番号法別表第二主務省令第43条の2の2	事後	
令和5年6月23日	I-2 特定個人情報保護ファイル名	後期高齢者医療被保険者ファイル、統合宛名ファイル	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、特定健診等データ管理システム、福祉情報システム	事後	
令和5年6月23日	I-7 請求先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	I -8 連絡先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	庁舎移転に伴う変更
令和5年6月23日	II -1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月23日	II -2 いつの時点の計数か	平成31年4月2日時点	令和5年4月1日時点	事後	